

令和4年9月1日

**令和5年1月4日より、軽自動車OSSの対象手続を拡大します。
（「新車（新規検査・税申告）OSS」の共同運用開始）**

「軽自動車OSS（軽自動車保有関係手続のワンストップサービス）」については、令和元年5月7日から、「継続検査OSS」（車検時における軽自動車保有関係手続）として、道路運送車両法に基づく継続検査（指定整備）の電子申請手続を対象に、当協会により運用しているところですが、令和5年1月4日から、「新車（新規検査・税申告）OSS」（新車購入時における軽自動車保有関係手続）として、道路運送車両法に基づく新規検査の電子申請手続並びに地方税法に基づく軽自動車税の電子申告手続をサービス対象手続として拡大し、当協会並びに地方自治体、及び地方税共同機構により共同で運用を開始することとしましたので、お知らせいたします。

【新車（新規検査・税申告）OSS概要】

- サービス開始時期：令和5年1月4日（水）
- サービス対象手続：「新車購入時」における軽自動車保有関係手続（以下①から③をすべて一括して行うもの）
 - ① 新規検査の電子申請、検査手数料・技術情報管理手数料・自動車重量税の電子納付（道路運送車両法・自動車重量税法）
 - ② 軽自動車税種別割の電子申告（地方税法）
 - ③ 軽自動車税環境性能割の電子申告・電子納付（地方税法）
- サービス対象地域：全国
- サービス提供者：軽自動車検査協会・地方自治体・地方税共同機構

（連絡先）

軽自動車検査協会 情報システム部（小松・岩崎・齊藤）
住所 東京都新宿区西新宿 3-2-11
電話 03-5324-6611 FAX 03-5324-6621